

◎FPスキルアップシリーズ◎

相続対策提案編

生命保険を活用した効果的提案法

平成27年1月施行の改正相続税法完全対応版!

現状把握から課題認識・対策の検討・相続対策の
提案まで一連の流れを網羅!

具体的な事例をもとに、
生命保険を活用した効果的な話法を紹介!

FPS

セールス手帖社保険FPS研究所

目次

第1章 一般家庭(サラリーマン)の相続対策	2
ケース I 新たに相続税がかかるようになる鈴木さんの場合	4
ケース II 相続財産の大半が自宅のみで、相続人が複数いる田中さんの場合	10
ケース III 子どもがいない小林さんの場合	17
まとめ 一般家庭(サラリーマン)の相続対策の流れ	21
関連基礎知識	22
第2章 資産家の相続対策	29
ケース I 相続税を納付するための財源が不足する加藤さんの場合	31
ケース II 一次相続と二次相続の両方を考慮する必要がある山村さんの場合	36
ケース III 多額の賃貸収入を得ている佐藤さんの場合	43
まとめ 資産家の相続対策の流れ	48
関連基礎知識	49
第3章 中小企業経営者の相続対策	59
ケース I 自社株を長男に相続させたい渡辺さんの場合	61
ケース II 法人による自社株の買取で納税資金を捻出したい佐々木さんの場合	69
ケース III 後継者のいない伊藤さんの場合	73
まとめ 中小企業経営者の相続対策の流れ	78
関連基礎知識	79
第4章 医師の相続対策	87
ケース I 個人経営の診療所を長男に継がせたい松本さんの場合	89
ケース II 医療法人の理事長である吉田さんの場合	98
まとめ 医師の相続対策の流れ	104
関連基礎知識	105
第5章 農家の相続対策	110
ケース I 長男が農業を継ぐ予定の斎藤さんの場合	112
ケース II 後継者のいない杉田さんの場合	117
まとめ 農家の相続対策の流れ	122
関連基礎知識	123
資料編	126

資産家の相続対策

● 資産家の相続対策についての考え方 ●

資産家の中には、相続について詳しい人がたくさんいます。いろいろな相続セミナーに参加して自分で勉強したり、専門家からアドバイスを受けてたくさんの知識を持っている人が少なくありません。そのような人たちと相続について議論するのは得策ではありません。仮に議論で勝ったとしても、相手の気分を害し、本来の生命保険活用まで導くことができなくなる可能性があるからです。まずは相手の知識の豊富さを素直に認め、こちらの話を聞いていただく土壤づくりが大切です。

相続対策には生命保険の活用が欠かせませんが、資産家は、契約形態や保険金額の設定等、生命保険についてはほとんど知識を持ち合わせていないことが多いものです。このような場合、私たちはあくまでも保険の専門家として、保険活用のアドバイスに徹することが重要です。保険分野については、堂々と自信を持ってお話ししましょう。

資産家の場合、一般的に財産の多くは不動産になっています。不動産は、簡単に現金化することができず、相続人の間で分割するのもむずかしいため、納税資金対策や遺産分割対策が中心となります。そのうえで、相続税額を減らすための税負担軽減対策を行います。

そして、忘れてはならないのが二次相続対策です。夫が妻よりも先に亡くなることを前提とした場合、一次相続(夫の相続)のときは「配偶者の税額軽減の特例」があるため、税負担は比較的少なくてすみますが、二次相続(妻の相続)のときには、この特例を適用することができないため、相続税額が高額になる傾向があります。したがって、資産家の相続については、一次相続と二次相続の両方について考慮しておくことが重要です。

ケースI

相続税を納付するための財源が不足する加藤さんの場合

加藤 洋子(64歳)

2年前に夫を亡くし、広大な自宅や預貯金等の金融資産を相続した。子どもは長男、長女、二女の3人、現在は長男の家族と同居しており、長女と二女はそれぞれ結婚して別に住んでいる。2年前の夫の相続では、ほぼ法定相続分どおりに分割し、長男、長女、二女にはいくつかの不動産と有価証券、現金が譲られた。2年前の相続において申告手続を行った税理士からの紹介であり、納税資金確保のために、生命保険を活用したいとのことであった。この税理士は、夫の事業の税務を見ていた税理士で、資産税についてはあまり詳しくなく、一次相続についてもほとんど相続対策をしておらず、ただ申告手続をしただけだったようだ。一次相続で税金を多額に支払った洋子の長男が、二次相続についても心配になり、税理士に相談して今回の依頼となった。

相続対策のポイント

平成27年1月1日以後の相続から、相続税に係る基礎控除が従来の60%の水準まで引き下げられ、税率構造についても、一部の段階の税率や最高税率が引き上げられました。加藤さんのケースは、配偶者の税額軽減の特例が適用されない二次相続であり、税制改正の影響とあわせて、かなりの相続税額になることが予想されます。

加藤さんご一家は、すでに一次相続を経験しており、税負担や手続きの大変さについて十分理解されているため、有益な提案に対しては、前向きに検討していただけると思われます。相続対策の提案・実行にあたっては、税理士と相談したうえで、加藤さんご一家の考え方を確認しながら進めることが重要です。加藤さんの相続対策としては、まず、納税資金対策が最重要課題となりますが、あわせて遺産分割対策や税負担軽減対策についても提案します。

1 アプローチ**話法例**

- 二次相続であるということだけでなく、税制改正の影響によって、これまで以上に相続税額が多額になる可能性があることを説く。

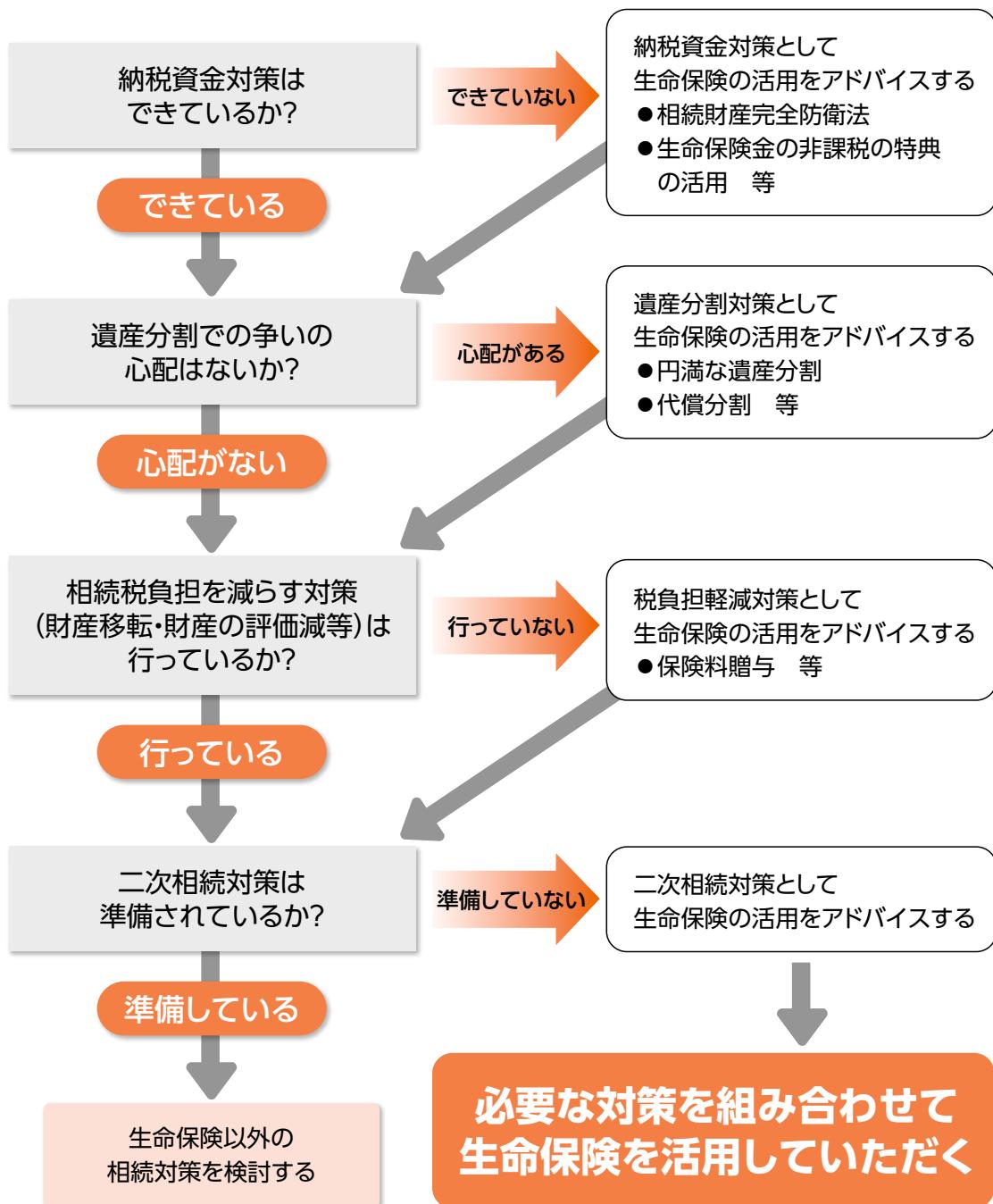
「すでにご存じのこととは思いますが、この度の税制改正によって、相続税に係る基礎控除が引き下げられ、最高税率も引き上げられることになりました。加藤さまは、2年前のご主人の相続の際に大変な思いをされたことと思いますが、次に、加藤さまに万一ことがあった場合、ご主人のとき以上に税額が膨らむことが予想されます」

- 納税資金の準備には、生命保険が最適であることを説く。

「生命保険は、亡くなったときに、支払った分以上の多額の保険金を遺族が受け取ることができるという性質を持っています。このような特長から、資産家の方の納税資金準備には、生命保険が最適であるといわれているのです」

資産家の相続対策の流れ

資産家はもともと相続に関する関心が高いため、相続における生命保険の活用をお話しして興味をひき、その中から、どの対策が適しているかを判断します。



まとめ

中小企業経営者の相続対策の流れ

中小企業経営者の相続には、「自社株対策」が中心となることを説明し、最近、自社株評価を行ったかどうかを聞く

評価をしていない

評価をした

自社株対策の必要性を話す
自社株評価を行うよう依頼する

「評価結果」を聞く

評価が高い

評価が低い

相続対策の必要性を説明してニーズを喚起する

自社株以外の相続財産を含めて、相続対策が必要かどうかを確認する

相続人は複数いるか？

いる

いない

相続人は複数いるか？

いない

いる

遺産分割対策・
納税資金対策の併用で生命保険を提案

納税資金対策として
生命保険を提案

遺産分割対策として
生命保険を提案